

建設技術審査証明事業（建築技術） 申込要領



一般財団法人 **日本建築センター**
The Building Center of Japan

建設技術審査証明事業（建築技術）について

一般財団法人 日本建築センター（以下「BCJ」と記述します。）は、2001年1月からBCJの自主事業として「建築物等の施工技術及び保全技術・建設技術審査証明事業」を実施し、2004年10月からは、事業名称を「建設技術審査証明事業（建築技術）」に変更し、審査証明の対象を建築物等に用いられる建築技術全般に拡大のうえ、引き続き審査証明事業を実施しています。

この審査証明事業は、民間で開発された様々な新しい技術について審査・証明を行うことにより民間における研究開発の促進とそれらの新技術を、建設事業に適正かつ迅速に導入することを図り、建設技術の水準の向上に寄与しようとする目的で実施しているものです。

審査証明技術は、新たに開発された技術が、既存技術と比べて優位な特徴を有することについて開発を行った企業の自己PRだけでなく、第三者機関のBCJにおいて当該技術を客観的に審査し、証明することにより、開発者は建築主や建物利用者の他、設計者、施工者等の当該技術を採用する方に客観的な技術証明資料として提示することができます。

なお、BCJは、審査証明事業の透明性、公平性及び客観性の確保並びに審査の社会的信頼性の維持を図り、もって建設技術の向上に寄与することを目的として設立された建設技術審査証明協議会の会員として事業を実施するとともに、本審査証明事業を実施する中で多岐にわたる建築物等の建築技術に関する情報の蓄積と、適切な情報提供を行って参りたいと思いますので、広く関係各位のご理解とご協力をお願いする次第です。

この「申込要領」は、本審査証明事業の諸手続きを説明するものです。お申込みに際しご利用いただければ幸いです。

一般財団法人 日本建築センター

目 次

§ 1 審査証明の対象	p 1
(1) 対象技術について	p 1
(2) 対象技術における開発目標について	p 1
(3) 受付審査基準について	p 2
§ 2 審査証明の流れ	p 3
(1) 依頼区分について	p 3
(2) 審査証明の流れ	p 4
(2-1) 新規・変更申込みの流れ	p 4
(2-2) 軽微な変更申込みの流れ	p 5
§ 3 審査資料等作成要領	p 6
(1) 提出資料一覧	p 6
(2) 「審査証明依頼書」について	p 7
(3) 「技術概要説明書」について	p 8
(4) 「審査証明図書」について	p 9
(5) 「指摘事項回答書」について	p 10
(6) 「最終版図書」について	p 11
(7) 「小冊子」について	p 11
§ 4 現場調査等について	p 13
§ 5 審査証明手数料について	p 14
(1) 審査証明手数料	p 14
(2) 留意事項	p 14
(3) お支払い方法	p 15
§ 6 問い合わせ・申込み窓口	p 16
§ 7 審査証明取得後の留意事項（是正措置要請、審査証明の取り消し・公表等）	p 16
[様式 1] 審査証明依頼書	p 17
[様式 2] 技術概要説明書	p 20
[様式 3] 指摘事項回答書	p 22
[参 考] 建設技術審査証明協議会について	p 23

本申込要領は、必ず以下の **関係規程等** と併せてご確認ください

建設技術審査証明事業(建築技術)業務規程
建設技術審査証明事業(建築技術)業務約款
建設技術審査証明事業(建築技術)業務手数料規程

関係規程のほか、**様式1～3の電子データ(ワード形式)**も当財団の以下ウェブサイトよりダウンロード可能です。是非ご利用ください

当財団「建設技術審査証明」のページアドレス

http://www.bcj.or.jp/c12_rating/bizunit/exam/

§ 1 審査証明の対象

(1) 対象技術について

審査証明の対象技術の範囲は、建築物、建築設備及び工作物(以下「建築物等」と記載します。)に係わる建築技術で以下に示す技術とします。

1. 建築物等の施工に係わる技術
2. 建築物等の材料、部材、設備、器具等に係わる技術
3. 建築物等の各種ディテール、納まり等に係わる技術
4. 建築物等の設計、計画、構法、維持管理、検査等に係わる技術
5. 既存建築物等の維持保全、改修及び解体のための機械、設備、器具、調査、材料、工法等に係わる技術
6. 上記の他、建築物等の有効活用等に資する技術

既存の審査証明取得技術における主な対象技術を以下に示します。*1

・地盤改良工法(深層混合処理工法等)*2	・杭頭接合技術
・防水技術	・設備配管等接合技術
・防食技術	・給排水管更生技術
・外壁補修技術	・耐震改修工法等
・吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術(除去工法等)*2	等

*1 現在有効な審査証明取得技術の一覧は、当財団ホームページで公開しています。(「技術の概要」欄をクリックすると、各案件の「技術概要」、「開発目標」等を記載した PDF ファイルを参照できます。)

*2 「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」、「セメント系固化材を用いた深層混合処理工法」及び「セメント系固化材を用いたブロック状混合処理工法」については、別途、本申込要領を補足説明する「申込みの手引き」を用意しており、当財団ホームページで公開しています。

当財団「建設技術審査証明」のページアドレス

http://www.bcj.or.jp/c12_rating/bizunit/exam/

(2) 対象技術に関する開発目標について

審査証明における技術審査は、審査証明の依頼者より対象技術に関する「開発目標」*1を掲げて頂くとともに、その開発目標に達成したことを確認するために行われた検討内容・試験結果等を示して頂き、これをもって審査委員会において技術的妥当性の審査を行います。

審査証明における「開発目標」は、審査の直接的な対象項目を示すものであり、また、要求される技術的な水準を示すものです。このため、「開発目標」の設定にあたっては、その対象項目が適切であり、かつ定量的に示された内容を掲げて頂く必要があります*3。

なお、審査証明では、法令への適合性に関する審査は原則として実施していないため*4、開発目標として「法令への適合性」を掲げることはできません。

*3 対象技術により、必ずしも「開発目標」が1つではなく、複数設定すべき場合もあります。次項の「建設技術審査証明事業(建築技術)受付審査基準」の3)において、「当該技術が、通常の建築技術に対して技術的に優位な特徴を有するものであること」を規定しておりますので、「開発目標」の技術的な水準もこれに相当するものである必要があります。

このため、審査証明における「開発目標」は、依頼者(お客様)が自ら設定する事項ではありますが、審査委員会における受付審査の結果に基づき、受付審査終了後から原則として第2回の専門委員会開催までの間に、その内容等についてお客様と当財団事務局とで協議の上、決定させていただきます。

*4 建設技術審査証明事業(建築技術)業務規程 第6条に示すとおり、依頼技術は違法性のないものであることを前提条件としていることが理由です。

(3) 受付審査基準について

審査証明の申込み受付けにあたり、以下の受付審査基準に基づき、審査委員会において申込み受付けの可否を審査します。

建設技術審査証明事業（建築技術）受付審査基準

建設技術審査証明事業(建築技術)業務規程(以下「業務規程」という。)第12条の規定に基づき、受付審査基準を次の通り定める。

建築技術審査委員会

受付審査は以下の項目について行い、申込みにかかる依頼技術(以下「当該技術」という)を審査証明の対象として受け付けるか否かの判断をするものとする。

- 1) 当該技術が、業務規程第5条までに定められた建築物等に関するものであること
- 2) 当該技術が、業務規程第6条の前提条件を満足するものであること
- 3) 当該技術が、通常の建築技術に対して技術的に優位な特徴を有するものであること
- 4) 当該技術が既に使用実績があること、又は開発が終了し性能を確認する試験が行われたものであること
- 5) 当該技術の内容が定量的に確認可能であること
- 6) 当該技術の内容審査のため審査委員会が必要と判断した試験等を、依頼者が自己の負担で実施できるものであること
- 7) 当該技術に関する試験結果の蓄積があり、技術審査に長期間を要するおそれがないこと
- 8) 当該技術に関するマニュアル等が整備されていること
- 9) 当該技術の品質管理、施工管理等の体制が確立していること、又はその見込みがあること
- 10) 当該技術の内容が、建設事業において使用の可能性があること
- 11) 依頼者が当該技術を継続的に供給できる能力を有する法人であること
- 12) 当該技術の内容説明等について日本語で対応できること

附 則 本基準は2006年10月1日より施行する。

附 則 本基準は2011年4月1日より施行する。

§ 2. 審査証明の流れ

(1) 依頼区分について

審査証明の申込みから審査終了までの流れは、依頼区分(新規申込み・変更申込み・更新申込み)やその内容により異なります。各依頼区分は以下のとおりです。該当する審査証明の流れをご参照ください。

1. 新規申込み

新たに審査証明を申し込まれる場合の依頼区分です。

該当する審査証明の流れは、(2-1) **新規・変更・更新申込みの流れ**をご参照ください。

2. 変更申込み

既に審査証明を取得された技術について、審査証明の有効期間(5年間)内に、内容の一部を変更する場合の依頼区分です。なお、変更内容に応じてさらに次の何れかに区分されます。

1) 変更(技術的な検討を要する変更)

技術的な検討を要する変更が含まれており、その審査のために専門委員会の開催を要する場合の区分です。

該当する審査証明の流れは、(2-1) **新規・変更・更新申込みの流れ**をご参照ください。

2) 軽微な変更

会社名、代表者名又は所在地の変更や審査証明の内容へ実質的に影響を及ぼさない変更(例: 件名変更、単位系の見直しなど)の区分です。

該当する審査証明の流れは、(2-2) **軽微な変更申込みの流れ**をご参照ください。

3. 更新申込み

既に審査証明を取得された技術について、審査証明の有効期間を5年毎に更新する場合の依頼区分です。なお、更新内容に応じてさらに次の何れかに区分されます。

1) 変更(技術的な検討を要する変更)が含まれる更新

更新にあたり、上記「2. 変更申込み 2)」で示した軽微な変更でない変更が含まれる場合は、変更の区分として扱います。上記、「2. 変更申込み 1)」をご参照ください。

2) 変更がない、又は軽微な変更がある更新

更新にあたり技術的な変更がない場合、または、上記「2. 変更申込み 2)」で示した軽微な変更がある場合の区分です。

該当する審査証明の流れは、(2-1) **新規・変更・更新申込みの流れ**をご参照ください。

(留意事項)

- ◇ 変更や更新申込みにおいて、技術的な検討を要する変更であるか否かは審査委員会が判断します。その結果により、申込みの依頼区分が変わる場合がありますので、予めご了承ください。
- ◇ 更新は、技術の進展に伴う審査基準等の変化による追加的検討や審査証明図書の内容見直しをお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ◇ 更新時期については、有効期限の概ね6ヶ月前までに事務局へご相談ください。受付審査を行う審査委員会(原則奇数月に開催)の日程及び申込期限等をご案内します。
- ◇ 更新を希望なされない場合は、「審査証明の更新取りやめ届」を有効期限内にご提出ください。

(2) 審査証明の流れ

(2-1) 新規・変更・更新申込みの流れ

新規、変更及び更新申込みの審査は、原則として以下に示すフローに従い実施します。詳細は、該当の参照先及び **業務規程** をご覧ください。

審査証明の流れ	依頼者(お客様)のご対応	備 考
① 申込みの事前打合せ	事前打合せ資料(§3参照)をご用意いただき、事務局と打合せします。	①事務局は、対象技術の内容や実施された試験、使用実績等をもとに審査証明の対象となるかについて、依頼者(お客様)と事前打合せします。なお、事前打合せは、審査に必要な資料が整ってから行います。
② 申込受付	審査証明依頼書及び審査証明図書(§3参照)を提出いただきます。	②資料が十分に整ったと判断された時点で、当財団において申込受付を行います。依頼者は、審査証明依頼書及び審査証明図書を提出してください。
③ 受付審査(※) (審査委員会)		③審査委員会において申込受付の可否を§1(3)の受付審査基準に基づき審査します。
④ 審査結果について協議	必要に応じ、審査証明図書に追加、修正を行った資料を提出いただきます。	④審査委員会の審査結果(申込受付の可否、検討事項等)についてお知らせします。必要に応じて、審査証明図書の追加、修正をお願いします。
⑤ 依頼書(引受承諾印押印)の写しの交付	依頼書(引受承諾印押印)写しの受領	⑤依頼書に手数料金額を記入し引受承諾印を押印したものの写しを交付します。依頼者は、後日送付される請求書に基づき所定の審査証明手数料(§5参照)をお支払いください。
⑥ 専門委員会	専門委員会に出席いただき、具体的な内容説明及び委員との質疑応答を行います。必要に応じ資料を訂正、追加いただきます。	⑥専門委員会を設置し、技術審査を行います。依頼者は専門委員会の開催の都度、質疑及び回答を記した指摘事項回答書(§3及び様式3参照)及び追加検討資料等を作成してください。なお、専門委員会では、必要に応じて現場調査等を実施します。専門委員会での審査終了後、審査委員会において総括審議を行います。
⑦ 終了審査(※) (審査委員会)	小冊子の原稿(§3参照)をご提出ください	⑦審査委員会において追加検討事項がなく審議が終了した場合、事務局より、審査結果と共に審査証明番号を連絡します。なお、追加検討事項等があり審議が保留となった場合、引き続き専門委員会での技術審査を行います。
⑧ 審査証明書、技術審査報告書の交付、最終版図書の引き渡し	審査証明書、技術審査報告書、最終版図書の受領	⑧当財団より審査証明書及び技術審査報告書を交付します。また、電子化した最終版図書を記録したCD-Rに確認印を押印したものを1枚を引き渡します。
⑨ 審査結果の広報		⑨小冊子(審査証明書の写し及び審査証明の内容を記載した書面)を作成し、関係機関に配布します。その他、当財団の機関誌・ホームページ等において広報を行います。
⑩ 協議会への報告		⑩当財団から建設技術審査証明協議会へ報告します。
終 了		
⑪ 実績報告	実績報告をお願いします (報告の方法、時期は、案件毎に別途ご案内します)	⑪審査証明書の取得の次年度終了後、3ヶ月以内に、取得後の使用実績、使用状況等を当財団に報告して頂きます。
⑫ 更新		⑫審査証明の有効期限は5年間となっています。5年を超えてご使用頂く場合は更新の審査が必要となります。

※審査委員会は、原則として2ヶ月に1回開催します。(§6参照)

(注1)③～⑦の審査期間は、原則として6ヶ月以内とします。

(注2)手数料は⑤～⑥の間でお支払いください。(§5参照)

(2-2) 軽微な変更申込みの流れ

軽微な変更申込みの審査は、原則として以下に示すフロー図のとおり実施します。詳細は、該当の参照先及び **業務規程** をご覧ください。

審査証明の流れ	依頼者(お客様)のご対応	備考
①申込みの事前打合せ	変更内容の概要資料をご用意いただき、事務局と打合せします。	①申込み受付に先立ち、変更内容の確認と変更にあたって必要となる資料の内容について事前打合せします。
②申込受付	審査資料を提出いただきます。 (小冊子の原稿(§3参照)含む)。	②依頼者より審査証明依頼書及び事前打合せで定めた必要資料を提出頂き、当財団で内容を確認した後、受付を行います。(小冊子の原稿については、依頼者が作成を希望する場合)
③依頼書(引受承諾印押印)の写しの交付	依頼書(引受承諾印押印)の写しの受領	③依頼書に手数料金額を記入し引受承諾印を押印したものの写しを交付します。依頼者は、後日送付される請求書に基づき所定の審査証明手数料(§5参照)をお支払いください。
④審査証明書の交付	審査証明書の受領	④当財団より審査証明書を交付いたします。
⑤協議会への報告		⑤当財団から建設技術審査証明協議会に報告します。
⑥広報		⑥依頼者が作成を希望する場合、小冊子(審査証明書の写し及び審査証明の内容を記載した書面)を作成し、関係機関に配布します。 その他、当財団の機関誌・ホームページ等において広報を行います。
終了		

(注)軽微な変更の手数料は③～④の間でお支払いください。

(3) 分野別委員会について

審査証明は、当財団に学識者、実務者等により構成する「建築技術審査証明委員会」を分野別に設置し、審査いたします。ご依頼いただく技術の担当委員会、スケジュール等は事務局へお問い合わせください。

○建築技術(各種技術)審査委員会

対象技術分野:防水工法/防食技術/外壁補修技術/設備配管等接合技術/排水管更生技術/その他の技術

○建築技術(アスベスト除去工法等)審査委員会

対象技術分野:吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術(除去工法・封じ込め工法)等

○建築技術(地盤改良・基礎関連工法等)審査委員会

対象技術分野:地盤改良工法(深層混合処理工法/ブロック状混合処理工法/その他)/杭頭接合技術/場所打ち杭関連技術

○建築技術(耐震改修工法等)審査委員会

対象技術分野:耐震改修工法等

§ 3 審査証明図書等作成要領

(1) 提出資料一覧

審査証明の申込み事前相談から審査完了後までの間に、下記に示す資料をご提出頂きます。
本申込要領に従い、資料等の準備をお願いいたします。

提出資料	提出期日	部数	提出方法	備考
事前打合せ資料 ・審査証明図書(案) § 3 (4) 参照	申込みの事前打合せがある程度進んだ時期	2部	事前に送付又は相談時に持参	事前の内容確認用として使用します。
審査証明依頼書・審査証明図書等 ・審査証明依頼書 § 3 (2) 及び様式1参照 ・審査証明図書 § 3 (4) 参照 ・登記簿謄本(原則として新規申請時のみ)	原則として審査委員会開催日の1週間前 16:00 まで	審査証明依頼書 → 1部 審査証明図書 → 5部 (※1)	事前に送付又は持参	・審査証明依頼書は、法人登記印(一般に、社印・代表者印の双方ですが、代表者印1つで法人登記印としている場合、代表者印のみでかまいません)を押印した原本を1部、ご提出ください。 ・受付審査委員会と、受付後に開催する専門委員会審査に使用します。
専門委員会 提出資料 ・指摘事項回答書 ・追加検討資料 等 § 3 (5) 及び様式3参照 以上を一冊にまとめたもの	専門委員会の開催当日まで	5部	事前に送付又は出席時に持参	・専門委員会での技術審査用資料として使用します(受付審査の状況により、提出資料の内容が異なる場合がありますので、事前に事務局よりご連絡いたします。)
現場調査用資料 ・試験計画書(案) ・調査スケジュール(案) . . . § 4 参照	専門委員会での審査がある程度進んだ時期	委員の数+2部	事前に送付又は出席時に持参	内容やスケジュールの調整・確認用に使用します。
審査委員会用報告資料 ・審査証明図書 § 3 (4) 参照 ・指摘事項回答書 § 3 (5) 及び様式3参照 以上を一冊にまとめたもの	審査委員会の前日 16:00 まで (委員会が月曜日の場合は前週の金曜日)	5部 (※1)	事前に送付又は持参	専門委員会から審査委員会への報告資料として使用します。(具体的な内容・構成については専門委員(又は事務局)より説明します。)
小冊子の原稿(案) § 3 (7) 参照	審査委員会の前日 16:00 まで (委員会が月曜日の場合は前週の金曜日)	1部 (PDF)	電子メールにて提出	小冊子の原稿は、原則、審査証明図書の「Ⅲ. 審査証明資料」の部分と同じ内容のPDFデータを提出して頂きます。小冊子の印刷原稿として使用します。

※ アスベスト粉じん飛散防止処理技術、地盤改良工法など、「申込の手引き」(p1 の※2 参照)を公表している工法・技術は、本申込要領のほか、「申込の手引き」を併せて参照いただき、審査証明図書等をご用意ください。

(注1) 資料の提出先は、§ 6 問い合わせ・申込み窓口 をご参照ください。

(注2) 「軽微な変更」の提出書類は上記と異なります。詳細は事務局までお問い合わせください。

(2) 「審査証明依頼書」について

本要領の様式1に従いA4判にて作成してください。記載にあたっては以下を参照ください。

当財団「建設技術審査証明」のページで、電子データ(ワード形式)をダウンロードできます
http://www.bcj.or.jp/c12_rating/bizunit/exam/

審査証明依頼書を事務局に提出される日付をご記入ください。

< 審査証明依頼書の記載方法 (新規申込みの場合の例) >

平成〇〇年〇〇月〇〇日

審査証明依頼書

一般財団法人 日本建築センター
 理事長 様

依頼時の理事長名を入力(手書き可)とするか、又は空欄。

氏名だけでなく、役職名も忘れずに記載してください。

依頼者が複数の場合は、適宜別紙にご記入の上、添付してください。

依頼者
 会社名 株式会社〇〇〇〇〇〇〇 印
 代表者役職氏名 代表取締役 〇〇〇〇〇 印
 所在地 〒000-0000
 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
 電話 000-0000-0000

一般名称は、対象技術を適切に表す名称としてください。
 また、固有名称は他の技術と紛れない名称(商標等)としてください。

下記について、審査証明を受けたいので、次の通り依頼します。依頼にあたっては、一般財団法人日本建築センター建設技術審査証明事業(建築技術)業務約款及び同建設技術審査証明事業(建築技術)業務規程を遵守します。また、依頼書及び添付図書の記載の事項は、事実と相違ありません。

記

依頼技術の名称	一般名称 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 固有名称 「〇〇〇〇〇〇〇〇」		
依頼区分 <small>(該当区分に○を囲む)</small>	<input checked="" type="radio"/> 新規 <small>(様式 1-1 を添付)</small>	<input type="radio"/> 変更 <small>(様式 1-1 を添付)</small>	<input type="radio"/> 更新 <small>(様式 1-2 を添付)</small>
連絡先	会社名 株式会社〇〇〇〇〇〇〇 所在地 〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 所属名 〇〇〇部〇〇課 担当者 〇〇〇〇〇〇 電話 000-0000-0000 FAX 000-0000-0000 E-mail xxxx@xxxx.xx	受付 処 理 欄	
審査証明費用の請求先 <small>(会社名のみ記入)</small>	株式会社〇〇〇〇〇〇〇	料金(税込)	
請求書送付先	株式会社〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇部〇〇課 〇〇〇〇〇		

この欄は事務局で使用するため、記入等は不要です。

請求書の請求先(請求書の宛名)を記入してください。

請求書の送付先(請求書をどなた宛に送付すればよいか)を記入してください。

(3) 「技術概要説明書」について

「技術概要説明書」は、審査証明技術の趣旨や概要を示し、(4) 審査証明図書 の要約版です。記載にあたっては(4) 審査証明図書と同一の用語や表現を用いて作成してください。

本要領の様式 2 に従いA4判にて作成してください。記載にあたっては以下を参照ください。

当財団「建設技術審査証明」のページで、電子データ(ワード形式)をダウンロードできます
http://www.bcj.or.jp/c12_rating/bizunit/exam/

＜技術概要説明書の記載方法＞

依頼者名	依頼者の会社名を記載してください。 なお、依頼者が複数の場合は並記してください。
項目	技術名称 一般名称と固有名称を並記してください。 なお、一般名称は、対象技術を適切に表す名称としてください。 また、固有名称は他の技術と紛れのない名称(商標等)としてください。
技術の概要	当該技術の内容を簡潔に記載ください。
適用範囲等	§ 3 (4) 審査証明図書について を参照のうえ、適用範囲(適用条件、施工条件を含む)を記載ください。なお、(4) 審査証明図書と同じ表現としてください。
諸元・性能	当該技術の仕様や性能を示す諸数値を記載ください。
既存技術との対比	当該技術と既存技術(他社・自社の技術は問いません)について、全体又は部分的な対比を行い、当該技術の特性や既存技術に対する優位性等を明確に示してください。
開発の趣旨	以下項目を中心に記載ください。(4) 審査証明図書と同じ表現としてください。 <ul style="list-style-type: none"> ・技術開発に至った経緯 ・建設事業においてどのように使用されるのか ・成果の目指すところ
開発目標	§ 1 (2) 対象技術に関する開発目標について を参照のうえ、記載ください。 なお、対象となる内容項目毎に書き分けて記載ください。 (4) 審査証明図書と同じ表現としてください。
開発目標達成の確認方法	開発目標に達成していることを確認するために行った検証方法について、開発目標の項目毎に記載ください。
実績	当該技術の施工年月日、施工場所、工事名称、工事規模等を記載ください。施工実績が多い場合、合計〇件、〇㎡等を記入し施工実績一覧を添付してください。
技術内容の公開性	審査のため、審査委員会に対してご提出頂いた技術資料等は、審査終了後に報告書等で公開いたしますが、特許等の関係からやむを得ず非公開としたい部分がある場合、その部分を記載ください。
特許の有無	当該技術に係わる特許及び実用新案権等の有無を記載ください。 項目は取得・公開中・出願中の全ての案件毎に、件名・出願人・発明者・番号・経緯書を記載ください。
関連法規制	関連法規との関係を記載し、その対応及び処置方法等が必要となるものについては、その方法等を併せて示してください。
事故発生時の処置方法	<ul style="list-style-type: none"> ・万一、当該技術の実施により瑕疵・クレームが発生した場合は、審査証明依頼者が最終的に責任を負う旨を明示してください。 ・連名申請の場合は、責任区分を明確にしてください。
その他	その他、特に記載する必要がある場合は記載ください。

(4) 「審査証明図書」について

下記の構成例と記載内容を参考に、A4判にてご作成しファイル綴じとしてください(図面等でA3判になるものはA4判に折り込んでください)。なお、通し頁又は章毎の頁をつけてください。

<審査証明図書の構成例と記載内容>

[表紙・背表紙]

件名(一般名称と固有名称)、申込の年月、会社名を記載してください。

[目次]

I. 審査証明依頼書(写し)

(→§3(2)及び様式1参照。なお、受付処理欄は空欄のまま構いません。)

II. 技術概要説明書

(→§3(3)及び様式2参照。)

III. 審査証明資料

1. 審査証明技術

1. 1 技術の概要

(当該技術の基本構成、原理や機構、適用範囲*、運用方法(例:施工技術の場合は施工方法、製造技術の場合は製造方法)、技術的特徴等を中心に技術の概要を記載ください。図、写真、表等を用いるなど、「技術概要説明書」の「技術の概要」欄よりは詳細な内容としてください。)

1. 2 既存の技術

(当該技術と既存技術(他社・自社の技術は問いません)について、全体又は部分的な対比を行い、当該技術の特性や既存技術に対する優位性等を明確に示してください。対比表形式での表現や図を用いるなど、「技術概要説明書」の「既存技術との対比」欄よりは詳細な内容としてください。)

2. 開発の趣旨

(技術開発に至った経緯とこの成果の目指すところを記載ください。)*

3. 開発目標

(→§1(2)参照。)*

4. 体制

(当該技術の運用を行うための施工体制、責任体制を記載すると共に、責任の所在を明確にしてください。なお、審査証明依頼者が、当該技術に対する責任を実際に負える体制としていることが必要です。
併せて教育体制の記載とともに、必要となる資格者等の条件を明確にしてください。)

5. マニュアル等

(当該技術を運用するための手順、使用機器とその使用方法、管理体制・管理内容の他、取扱注意事項、安全対策、故障・不良等が生じた際の対応等が文書化されたものとしてください。)

6. 性能確認方法

(審査委員会では、当該技術に対する具体の検証方法や判断基準は提示しませんので、依頼者側で適切な性能確認のための計画をたて、これに基づく試験(あるいは実験、解析等)を行い、開発目標に達していることを確認したとする結論まで導く必要があります。これらの内容は、開発目標毎に説明を記載ください。)

6. 1 性能確認試験

(上記の性能確認方法に基づいて実施された試験等の内容について示してください。なお実施された各試験については、試験目的、試験年月日、試験実施機関、試験責任者、試験実施者等の基本情報や、試験記録(生データ)、試験の実施状況が確認できる資料(写真等)、その他試験結果に対する考察が示されている必要があります。(試験は、公的試験機関あるいは第三者的な試験機関による実施が望ましい))

[6. 2 現場調査等]

(専門委員会における技術審査において、必要に応じて委員による現場調査や立ち会い試験等を実施した場合に記載いただく項目です。このため、申込み段階では不要です。)

7. その他、当該技術審査に必要な資料

IV. 会社概要

(会社概要のパンフレット等(対象技術に関する体制及び技術者数を示すものを含む))

V. カタログ

(対象技術に関連するカタログ)

*:(3)「技術概要説明書」と同じ表現としてください。

(5) 「指摘事項回答書」について

- ・専門委員会や現場調査等における審議内容の記録のため、**様式3**に定める指摘事項回答書を以下記載例に基づきA4判にて作成ください。(会議、現場では、当日の記録を取っていただく方の同席をお願いします。)
- ・次回委員会開催時に、追加・修正資料とともにご提出ください。
- ・原則として、次回専門委員会の最初に指摘事項回答書(案)の内容確認をしますので、指摘事項回答書(案)の内容をご説明いただきます。

当財団「建設技術審査証明」のページで、電子データ(ワード形式)をダウンロードできます
http://www.bcj.or.jp/c12_rating/bizunit/exam/

＜指摘事項回答書の記載例＞

会社名及び出席者氏名をご記入ください。

＜審査証明事業＞

指 摘 事 項 回 答 書

第2回 〇〇〇工法 専門委員会	日時	2004年10月1日 13:30~16:30	場 所	日本建築センター 第〇会議室		依頼者	(株)〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
件名	〇〇〇に用いる〇〇〇技術 「〇〇〇〇〇工法」				出席者	委員	〇〇委員長 〇〇委員 〇〇委員
提出資料	第1回〇〇〇専門委員会 指摘事項回答書 資料1-1 〇〇〇に関する検討資料 資料1-2 〇〇〇に関する試験結果 訂正資料 〇〇〇〇					事務局	〇〇 〇〇 〇〇
指摘及び検討事項 (質問等も含む)		回答及び処置				資料記載頁	
①〇〇仕様と〇〇仕様で施工時の管理値が同じとなっていますが、問題はありませんか。		①何れの仕様も〇〇であるため、施工管理上問題ないと判断していますが、次回の専門委員会にて具体的な根拠を示します。			資料2-2		
②〇〇の性能確認試験で採用した試験方法は何に基づくものですか。		②JIS や各種基準に直接該当するものはありませんが、JIS x xxxx (〇〇〇〇)の〇〇試験に一部準拠して実施しました。詳細な方法は次回の専門委員会で報告します。			資料1-2 p. 45		
③〇〇部、〇〇部、〇〇部等の相互のクリアランスを図面上で明確に示してください。		③了解しました。図面を訂正します。			訂正資料 p. 12		
④〇〇において、〇〇の機構は設けていますか。		④本工法は〇〇であるため、〇〇の機構は設けていません。					
以上							

箇条書きではなく、具体的に文章でご記入ください。
 内容毎に番号を振ってください。
 質問者の氏名は不要です。

どの資料のどこを見ればよいか、分かるようにご記入ください。

回答は全ての指摘事項に対してご記入ください(「検討します」等でも可)。

(6) 「最終版図書」について

最終版図書とは、審査証明依頼時にご提出頂いた審査証明図書について、審査委員会、専門委員会、現場調査等における技術審査の過程で行われた資料の追加、修正、変更、差し換え等を全て施した最終的な審査証明図書であり、依頼者と当財団の双方で保管することを目的として作成する図書です。

最終版図書は、審査委員会用報告資料をもとに整理し、CD-R(データ量によっては DVD-R 等)に記録された電子データ(PDF データ)としてお渡しいたします。

(7) 「小冊子」について

審査証明の審査が終了いたしましたら、技術内容を一般に広く広報し、建設事業にその活用を図ることを目的として、審査証明の内容及び技術資料をまとめた「小冊子」を作成し、関係機関に配布いたします。

1. 小冊子の構成について

小冊子は、A4判で、技術審査報告書に基づいて事務局が作成する「Ⅰ. 概要」及び「Ⅱ. 審査結果の詳細」等と、依頼者が作成する「Ⅲ. 資料」により以下の構成とします。

<小冊子の構成>

表紙

件名、依頼者名、審査証明年月日、審査章等を記載します。

序

審査証明事業及び依頼技術の審査実施についての説明を記載します。

審査証明書

審査証明書の写しを掲載します。

委員名簿

審査委員会及び専門委員会の委員名簿を記載します。

目次

以下のⅠからⅢの目次を記載します。

Ⅰ. 概要

技術審査報告書の「Ⅰ.概要」の内容を記載します。

Ⅱ. 審査証明の詳細

技術審査報告書の「Ⅱ.審査証明の詳細」の内容を記載します。

Ⅲ. 資料

技術の概要、性能試験結果等の内容を記載します。

奥付

発行年月、版数、発行者(当財団)等を記載します。

裏表紙

当財団のロゴマークを記載します。

原則、審査証明図書の「Ⅲ. 審査証明資料」と同じ内容とします。

2. 印刷部数等について

小冊子の印刷部数は、依頼者が希望する印刷部数の他に、基本の印刷部数 90 部（白黒印刷を標準とします）を加えた部数とします。

基本の印刷部数 90 部の内訳は、当財団から関係機関（都道府県（47 機関）、国土交通省本省及び地方整備局（20 機関）、建設技術審査証明協議会会員（当財団以外の 13 機関））への配布用 80 部、依頼者用 5 部、当財団用 5 部 です。

なお、軽微な変更の場合は、上記基本印刷は対象外となり、依頼者が希望する印刷部数のみとします。

3. 印刷費用及び発送費用について

依頼者が希望する印刷部数の印刷費用は依頼者にご負担いただきます。

軽微な変更の場合を除き、基本の印刷部数 90 部（白黒印刷）の印刷費用及びその発送費用は、当財団で負担いたします。カラー印刷をご希望の場合の印刷費用の増額分については、依頼者にご負担いただきます。

なお、依頼者にご負担頂く印刷費用は、後日、印刷会社から依頼者宛に請求書が送付されますので、印刷会社宛に直接お支払い頂きますよう、お願いいたします。

4. 印刷・発送にあたって

依頼者及び事務局にて用意した小冊子原稿をもとに、事務局より印刷会社に見積もりを取ります。その後、見積金額について依頼者の了解を得た上で、印刷の発注をいたします。

印刷が完了致しましたら、印刷会社から依頼者や関係機関等へ所定の部数が発送されます。

5. その他

小冊子は、審査証明取得時のみでなく必要に応じて増刷いたしますので、その際は事務局にお申し付けください。ただし、増刷時の印刷費用及び発送費用は、依頼者のご負担となります。

（審査証明の有効期限が切れた案件の小冊子は増刷できません。）

§ 4 現場調査等について

(1) 現場調査等について

専門委員会における技術審査は、原則として書類審査により実施しますが、対象技術の内容によっては、施工試験、性能確認試験、工場調査等を必要に応じて実施する場合があります。

現場調査等の実施の要否や、実施する場合の実施内容等の判断は、専門委員会における審査がある程度進んだ時点で、専門委員会が判断します(類似の審査事例がある場合は、事前に事務局よりその実施状況について説明いたします)。

(2) 現場調査等の実施にあたって

現場調査等の実施にあたっては、調査内容や調査スケジュールについて専門委員会で依頼者と協議の上決定します。その際は、現場調査等の可能な日をあらかじめ確認して頂くと共に、以下「**調査スケジュールの記載例**」を参考に、調査当日のスケジュール(案)をご用意ください。併せて、現場調査時に実施する試験内容等をとりまとめた試験計画書(案)を別途ご用意ください。

なお、専門委員会の審査の進捗状況によっては、現場調査等の実施当日に併せて専門委員会を開催する場合があります。

<調査スケジュール 記載例>

	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇調査スケジュール(案)	
	〇〇〇〇〇(株)
1. 件名:	〇〇〇〇〇
2. 調査年月日:	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)
3. 現場住所:	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
電話:	xxx-xxx-xxx (担当者: 〇〇〇〇)
4. 出席者:	〇〇委員長、〇〇委員、〇〇(事務局)
5. スケジュール:	
◆行き	xx:xx JR東京駅発 のぞみ xxx 号
	xx:xx JR新大阪駅着 (改札口にて待ち合わせ)
	↓ (車にて移動)
	xx:xx 現場着
	「〇〇調査」
	xx:xx 概要説明等
	xx:xx 〇〇〇〇
	xx:xx 講評
◆帰り	xx:xx 現場発
	↓ (車にて移動)
	xx:xx JR新大阪駅発 のぞみ xxx 号
	xx:xx JR東京駅着
6. 雨天の場合:	(天候等により中止となる場合の確認方法等について記載ください)

§ 5 審査証明手数料について

(1) 審査証明手数料

審査証明に係る手数料は、建設技術審査証明事業（建築技術）業務手数料規程 で定めております。
 (下表「依頼の種類」に応じ、「基本手数料」の欄に記載の額に消費税を加えた額です)

依頼の種類	開発目標数	基本手数料(税別)
新規の審査証明 (業務規程第 12 条第3項)	2以下	2,300,000 円
	3以上5以下	2,700,000 円
	6以上	3,100,000 円
審査証明の変更 (業務規程第 20 条第2号)	2以下	1,300,000 円
	3以上5以下	1,500,000 円
	6以上	1,700,000 円
軽微な変更 (業務規程第 20 条第1号)	—	100,000 円 (ただし、依頼者の代表者名及び所在地の変更に限った場合、30,000 円)
更新 (業務規程第 21 条)	—	600,000 円
再交付 (業務規程第 22 条)	—	30,000 円

なお、2社、3社など複数社連名の場合、依頼の種類に応じた手数料の計算方法は以下のとおりです。

◇依頼者が複数社の場合

依頼の種類	手数料の計算方法
新規の審査証明 (業務規程第 12 条第 3 項)	以下を合計した額 ・1社は基本手数料の額 ・2社目以降、1社あたり基本手数料の半額
審査証明の変更 (業務規程第 20 条第 2 号)	
軽微な変更 (業務規程第 20 条第 1 号)	基本手数料の額
更新 ※ (業務規程第 21 条)	以下を合計した額 ・1社は基本手数料の額 ・2社目以降、1社あたり基本手数料の4分の1の額
再交付 (業務規程第 22 条)	基本手数料の額

※技術的変更を含む場合、内容に応じて変更又は新規の扱いとします。

◇依頼者が複数社で取得後、新たに依頼者を追加する場合（変更の扱い）

依頼の種類	手数料の計算方法
審査証明の変更 (業務規程第 20 条第 2 号)	【技術的変更を含む場合】 以下を合計した額 [追加する依頼者]・基本手数料(変更)の額 [今までの依頼者]・1社は基本手数料(変更)の額 ・2社目以降、1社あたり基本手数料(変更)の半額
	【技術的変更を含まない場合】 以下を合計した額 [追加する依頼者]・基本手数料(変更)の額 [今までの依頼者]・1社は基本手数料(更新)の額 ・2社目以降、1社あたり基本手数料(更新)の4分の1の額

(2) 留意事項

1. 専門委員会の開催数が、新規の場合6回目以降、変更の場合4回以降、更新の場合2回以降となった場合、それぞれ1開催あたり手数料の加算請求が発生いたします。
2. 「開発目標の項目数」を受付審査終了後に変更し、結果として変更後の「開発目標の項目数」が増えた場合は、変更後の手数料額から変更前の手数料額の差額分を加算請求させていただきます。
3. 依頼者が複数社の場合でも、施工は1社しか行わず、他社が共同開発者などである場合は複数社扱いになりません。体制の内容により取扱いが異なる場合がありますので、事務局へお問い合わせください。
4. 遠隔地(東京駅から概ね 50km を超える地域)において現場調査等を行う場合、委員等の旅費・宿泊費等の実費を別途ご負担いただきます。
5. 審査証明の内容及び技術資料をまとめた「小冊子」について、標準以外の印刷方法や印刷部数をご希望される場合は、別途該当額をご負担頂きます。

なお、「(2-2)軽微な変更の場合」の「小冊子」の印刷及び発送に係る費用は、全て依頼者のご負担となります。

(3) お支払い方法

1. 審査証明手数料等 審査証明依頼引き受け後に、当財団より請求書を送付致しますので、請求書受領後、技術審査終了までにお支払ください(審査証明書は、入金確認後に発行させていただきます)。
2. お支払先 請求書に記載の銀行口座へお振込みください。

§ 6 問い合わせ・申込み窓口

審査証明に関する問い合わせ・申込み・資料請求等は、下記までお願いいたします。

なお、当財団のインターネットホームページにて、審査委員会（建築技術審査委員会）の開催日のご案内や申込み関連資料等のダウンロードが可能です。是非ご利用ください。

一般財団法人 日本建築センター
認証部認証課

TEL 03-5283-0468

FAX 03-5281-2824

E-mail ninsyo@bcj.or.jp

〒101-8986

東京都千代田区神田錦町 1-9

BCJ-WEB サイトアドレス

トップページ

<http://www.bcj.or.jp/>

審査証明

http://www.bcj.or.jp/c12_rating/bizunit/exam/

委員会日程

<http://www.bcj.or.jp/schedule.html>

§ 7 審査証明取得後の留意事項（是正措置要請、審査証明の取り消し・公表等）

（１）審査証明の内容に関する留意事項

審査証明の内容と異なる技術を、あたかも審査証明を受けたものとして使用した場合、建設技術審査証明事業（建築技術）業務規程第 30 条の規定に基づき、審査証明を取り消し、その結果を公表することになる場合がありますのでご注意ください。

また、審査証明の内容に変更が生じた場合は、速やかに当財団に報告し、変更内容に応じた手続きを行ってください。

（２）宣伝・広報等における留意事項

① 審査証明を取得した依頼者は、当該技術の宣伝・広報等に「審査章」を使用することができますが、「審査章」のみを単独で使用することはできません。使用の際は、審査証明書と一体で使用してください。

②「審査証明技術」の宣伝・広告等について

審査証明の範囲を逸脱する宣伝・広告等をするのしないよう、ご注意ください。



「審査章」の使用にあたって誤解を招くような不適切な使用があった場合（上記①②を含みます）、業務規程第 29 条の規定に基づき、当財団から依頼者に対し是正措置の要請をいたします。

（３）実績報告に関する留意事項

審査証明を受けた技術は、取得の次年度終了後 3 カ月以内（6 月末まで）に「審査証明を受けた依頼技術を実施した実績」を当財団にご報告いただきます。ご報告の時期・方法は、該当案件のご担当者に対し個別にご案内いたします。

実績報告は、業務規程に基づく審査証明取得者の義務です。ご報告いただけない場合は業務規程に基づく是正措置の要請等の対象となりますのでご注意ください。

（４）審査証明書の記載事項変更について（2013 年 7 月完了案件より適用）

審査証明結果の全ては「審査証明書（賞状）」とその別添「建設技術審査証明（建築技術）報告書（小冊子）」で表示しています。このことと審査証明の前提・範囲をより明確にするため、2013 年 7 月審査完了案件より審査証明書（賞状）の記載を以下のとおり変更しております（2013 年 7 月以前の審査完了案件は、今後の変更（軽微な変更を含む）・更新審査が完了した時点で順次適用いたします）。

2. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実と反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

4. 審査証明の詳細（別添）

この審査証明技術を個々の工事等へ適用する際は、別添内容に従うこと。

その他、詳細は **建設技術審査証明事業（建築技術）業務規程** をご参照ください。

[様式 1]

平成 年 月 日

審査証明依頼書

一般財団法人 日本建築センター
 理事長 様

依頼者

会社名
 代表者名
 所在地 〒
 電話

印
 印

下記について、審査証明を受けたいので、次の通り依頼します。依頼にあたっては、一般財団法人日本建築センター建設技術審査証明事業（建築技術）業務約款及び同建設技術審査証明事業（建築技術）業務規程を遵守します。また、この依頼書及び添付図書の記載の事項は、事実と相違ありません。

記

依頼技術の 名称	一般名称 固有名称		
依頼区分	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更 (様式 1-1 を添付)	<input type="checkbox"/> 更新 (様式 1-2 を添付)
連絡先	会社名	承諾 印 及 び 承 諾 日	※
	所在地 〒		
	所属名 担当者 電話 FAX E-mail		
審査証明費用の請求先 (会社名のみ記入)		料金(税込)	※
請求書送付先 (連絡先と異なる場合 は住所及び担当者名も 記入のこと)			

- (注意) ①依頼者が法人の場合には、代表者（代表権を有する者）の役職及び氏名も併せて記載してください。
 ②依頼者（依頼者が法人である場合にあっては、その代表者）の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略できます。
 ③請求書送付先には必ず担当者名をご記入ください。
 ④※印のある欄は、記入しないでください。
 ⑤本依頼書に記載された個人情報（依頼者欄、連絡先欄及び請求書送付先欄に記載された内容）については、本依頼に係る業務以外には使用いたしません。

[様式 1-1]

審査証明番号		既審査証明年月日	年 月 日
変更事項	変更前	変更後	

[様式 1-2]

審査証明番号		既審査証明年月日	年 月 日
項目	変更前	変更後	
1. 適用範囲			
2. 体制			
3. マニュアル等			
4. その他			

※全く変更箇所がない場合は、「変更箇所なし」とご記入ください

施工実績件数（前回の審査証明年月日以降）

2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	合計
件	件	件	件	件	件

[様式 2]

技術概要説明書

依頼者名	
技術名称 項目	
技術の概要	
適用範囲等	
諸元・性能	
既存技術との対比	
開発の趣旨	
開発目標	
開発目標達成 の確認方法	

実 績	
技術内容の公開性	
特許の有無	
関連法規制	
事故発生時の 処置方法	
そ の 他	

[様式 3]

<審査証明事業>

指摘事項回答書

第 回 専門委員会	日時	年 月 日 : ~ :	場 所		出席者	依頼者	
件名				委員			
提出資料				事務局			
指摘及び検討事項 (質問等も含む)				回答及び処置		資料記載頁	

[参考]

建設技術審査証明協議会について

本要領の冒頭で記載の「建設技術審査証明協議会」について、その設立趣意書を下記に示します。

建設技術審査証明協議会 設立趣意書
<p>我が国における住宅・社会資本整備に対する国民のニーズは依然として高いものがあり、建設事業の更なる良質化、効率性の確保は極めて重要な課題となっている。日本経済と社会全体が「高度情報化、少子化、高齢化、国際化」といった新しい時代に向かって大きく転換しようとしている現在、こうした転換を成し遂げるには、住宅、社会資本、生産施設等国民生活と経済活動の基盤を支えている建設産業における技術開発が重要である。</p> <p>このため、先端技術の活用を含めた建設分野における技術開発の積極的な推進が不可欠となっている。さらに、今後の技術開発については、民間活力に負うところが極めて大きく、その活用を図っていくことが重要である。</p> <p>これまで、民間において自主的に開発された新しい建設技術の活用については、建設大臣の告示に基づき「民間開発建設技術の技術審査・証明事業」を実施して推進してきたところであるが、公益法人の活動を巡る政府の方針を受けて同告示が廃止されることとなり、今後は、公益法人等が主体的に同事業の主旨を継承する事業を実施することが期待されているところである。</p> <p>このような状況を踏まえ、これまでの「民間開発建設技術の技術審査・証明事業」を実施してきた公益法人は、同事業に代わる「建設技術審査証明事業」を各機関の連携の下に透明性、公平性及び客観性を保ちつつ社会的信頼性の高い事業として実施していくために、「建設技術審査証明協議会」を設立するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成 13 年 1 月 10 日 設立)</p>

建設技術審査証明協議会は、次の 14 機関の会員で構成されます。(2015 年 10 月 1 日現在)

建築系：

一般財団法人 日本建築センター

一般財団法人 建築保全センター

一般財団法人 ベターリビング

土木系：

一般財団法人 国土技術研究センター

一般財団法人 土木研究センター

一般財団法人 ダム技術センター

公益社団法人 日本測量協会

一般社団法人 日本建設機械施工協会

公益財団法人 日本下水道新技術機構


一般財団法人 砂防・地すべり技術センター

公益財団法人 都市緑化機構

一般財団法人 日本地図センター

一般財団法人 先端建設技術センター

一般財団法人 日本建設情報総合センター

	審査章について
	<p>本審査章は、優れた工人で古代最大の発明家ダイタロスの像と中国古代の「技」の文字からなり、西洋の技術と東洋の技術の融和的位置に新しい建設技術が多く見出されること、さらにこれらの技術と建設技術審査証明事業が太陽のように光輝くものでありたいという願いを込めて、建設技術審査証明協議会において作成されたものです。</p>



一般財団法人**日本建築センター**
The Building Center of Japan

●ご連絡先

ご質問、ご連絡は下記まで電話、FAX
または電子メールでお尋ねください

一般財団法人 日本建築センター
認証部認証課
TEL 03-5283-0468
FAX 03-5281-2824
E-mail ninsyo@bcj.or.jp

〒101-8986
東京都千代田区神田錦町 1-9

再掲:本申込要領は、必ず以下の **関係規程等** と併せてご確認ください

建設技術審査証明事業(建築技術)業務規程

建設技術審査証明事業(建築技術)業務約款

建設技術審査証明事業(建築技術)業務手数料規程

関係規程のほか、**様式1～3** の電子データ(ワード形式)も当財団の以下ウェブサイトよりダウンロード可能です。是非ご利用ください

当財団「建設技術審査証明」のページアドレス

http://www.bcj.or.jp/c12_rating/bizunit/exam/

